


令和元年度

 豊岡短期大学  
自己点検・評価報告書

令和2年6月

## <目 次>

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	・・・	2
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	・・・	10
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	・・・	26
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	・・・	39

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

#### [区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

豊岡短期大学の建学の精神は、「人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」としており、人に愛され信頼され尊敬されるためには、その人格に深い根源的な力が備わっている必要がある。そのため、本学では、他人を思いやり、社会に対する深い洞察力があり、自然・環境に対して優しい姿勢を持ち、正しい歴史観や世界に広く開かれた視野を備えた人材、いわゆる「共生の心」を備えた人材を育成することを目的としている。



(本学ホームページより)

この共生の心を備えた人材の育成をするための教育目標は、教育基本法の教育の目的である第一条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」、そして、実現するための教育の目標を記した第二条「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」の5項目とも合致したものである。そのため、本学の建学の精神および教育目標は、教育基本法に基づいた公共性を有しているといえる。

#### <教育目標>

1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識をもつとともに、その思想を実践する力を培う
2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う
4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う
5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う

また、本学では、建学の精神および教育理念に基づいた教育を提供し、社会に貢献しうる人材を輩出することを通して、自らの社会的使命を果たし、公共性を高めてきた。このことは、卒業生の高い就職率（100％）と、就職先へのアンケート結果における肯定的な評価に示されている。私立学校法の第一条「自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とも矛盾がないものと考えられる。

この建学の精神および教育理念はホームページで公表し、本学主催の公開講座や地域交流事業の際には、学外者に対し学長や関係教職員が説明を行っている。大学案内や入試要項にも掲載し、オープンキャンパス、高等学校への訪問、入学説明会などで本学志願者やその保護者、高等学校教員などへ広く周知している。

新入生には、建学の精神および教育理念を明示した学生便覧を配付し、入学式では新入生へのメッセージとしての学長式辞やオリエンテーションでは学長講話などで説明している。在学生には、前・後期のオリエンテーションをはじめ、授業や学校行事などで学長や教員からの説明により、再認識するよう伝えている。通信教育部では、建学の精神および教育理念を学習便覧、機関誌「豊梅（ほうばい）」やスクーリングのしおりなどの各種印刷物へ掲載し、本校夏・春期スクーリング開講時の学生向け事務連絡会では講話などで触れている。教職員には教職員連絡会や会議などで、理事長や学長が開学からの経緯や建学の精神を根幹とする教育のあり方の話のなかで触れている。また、本学豊岡キャンパスでは正面玄関すぐに額装した建学の精神を、本学姫路キャンパスでは同一法人の姫路大学1号棟入口すぐに額装した建学の精神をそれぞれ掲示し、学生、教職員や来学者が常に建学の精神に触れることができる環境となっている。本学姫路キャンパスは、姫路大学の敷地内にあり、その校舎は姫路大学1号棟、2号棟を通過した奥に設置しているため、1号棟にある額装を共有している。

本学は、建学の精神を具現化する教育理念の実現のために、教育目標を定めている。この教育目標を実現するために学習成果を設定し、この学習成果を実現するために必要な三つの方針を定めている。教育課程のなかで、この学習成果の獲得に向けた取り組みを推進している。学習成果の獲得に焦点を当てた科目のPDCA 授業改善 C シートを教育改善実施（FD）委員会で検証し、保育者に求められる社会からの要請を受けながら、学習成果の内容について点検活動を行っている。建学の精神、教育目標、三つの方針と学科の学習成果は直結しているため、学習成果の点検活動を行うことは、建学の精神を定期的に点検し確認していることと同義であるといえることができる。

#### **【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するな

ど連携している。

- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

### <区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、地域・社会に向けた公開講座および生涯学習の機会として、「音楽リサイタル」と「パソコン講座」を毎年開講している。音楽リサイタルは、毎年度、世界的に実績のある音楽家を招き、学生、教職員や地域の方々に、その演奏や歌唱を鑑賞する講座を開講している。今年度は、「姜 建華（ジャンジェンホワ）と仲間たち」と題して、中国楽器の二胡を中心とし、声楽・中国琵琶・エレクトーンといった様々な音楽が合奏する世界を提供した。開催日が台風接近に伴い延期となったため、当初予定していたほどの来場者数ではなかったが、176名もの参加があった。また、パソコン講座は、本学教員が講師、学生がアシスタントとなり、地域の方々にワードやエクセルの基本的な使用・活用法といった実用的な内容を指導するものであり、9月から11月の間に週1回（計7回）開講している。今年度は、出席者の内、規定回数を受講した41名（ワード活用講座23名、エクセル活用講座18名）に修了証書を交付した。これらの公開講座は、終了後にアンケート調査を行っており、その結果はいずれの講座も「継続してほしい」との要望が多くある。

地域との連携として、文化団体である「兵庫県立但馬文教府みてやま学園大学院」と平成22年5月に連携協定を締結しており、子育て等を通じた生涯学習や地域支援活動などに関する合同授業の開催、本学大学祭「和花季（わがとき）ひろば」での異世代間交流や食文化交流等を継続して行っている。今年度は「社会的養護Ⅰ」（みてやま学園22名、本学1年生29名）、「乳幼児保育」（みてやま学園22名、本学2年生28名）の授業を合同で実施し、但馬地域における異世代間の貴重な交流や相互の学び合いの機会となった。

地域貢献では、学生の人間力を培うことを目的として、社会の一員となるべく各種ボランティア活動を奨励している。特に、クラブ活動であるチャイルドアクトクラブ、よさこいクラブや音楽クラブといった課外活動を中心として、地域の行事、こども園、社会福祉施設等におけるボランティア活動によって地域社会に貢献することを目指している。クラブ活動以外にも、豊岡市からの要請で神鍋高原マラソン全国大会のボランティアスタッフとして学生が受付や給水コーナー等の補助をしたり、毎年8月1日に実施される「柳まつり」の豊岡おどりに学生、教職員（隣接のこうのとり認定こども園教職員含む）100人以上が参加するなど、全学をあげて積極的な活動をしている。豊岡おどりは、おどり部門と山車部門があり、毎年上位の優秀な成績を受けている。上記以外にも、周辺地域や個別の団体等からボランティアの依頼があった際には、学生、教職員に広く周知し、地域社会への貢献として参加の協力依頼をしている。

### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

#### [区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

## ＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

建学の精神に基づく教育理念は、他人を思いやり、社会に対する深い洞察力があり、自然・環境に対して優しい姿勢を持ち、正しい歴史観や世界に広く開かれた視野を備えた人材、いわゆる「共生の心」を備えた人材の育成を目的としている。そして、この目的を達成するために、5つの教育目標をかかげている。

### ＜教育目標＞

1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識をもつとともに、その思想を実践する力を培う
2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う
4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う
5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う

この5つの教育目標に基づき、三つの方針を定め、その一つであるカリキュラムポリシーに基づき、「総合科目」、「教科専門科目」および「教職専門科目」により体系的に学習が進められる体制を構築している。授業概要（シラバス）作成の際には、教務委員会を中心に学習到達目標等のチェックを行い、全学的に教育目標の達成に向けた取り組みを進めている。

本学は建学の精神とあわせ、教育理念である「共生の心」をもとに、ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）、アドミッションポリシー（入学者受入方針）を定め、教育・研究活動を進めている。

教育目的・目標は、広く学内に周知するために、ホームページ、学生便覧や入試要項等を通じて公表している。入学式後の新入生向け説明会でも、新入生や保護者に対し教育目的・目標を示し、学習の進め方を説明している。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が、地域社会の要請に込えているか点検する方法としては、卒業生が就職した施設や企業等への訪問と就職先へのアンケート調査を行っている。また、学生の実習受入先の担当者との情報交換会を行い、率直な意見や情報を得ることにより、振り返りの機会としている。これらのアンケート集計結果、意見や情報は、進路指導委員会で集約し、学生への進路指導等に取り入れているほか、教授会で報告したうえで全教員に共有し、教育活動の改善に活用している。

## 【区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

## ＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

本学では、建学の精神、教育理念である「共生の心」を備えた人材の育成のために教育目標を定め、教育活動を進めており、その目標の達成に向け習得すべき学習成果を次のように定めている。

#### ◆学習成果

保育者として必要な知識・技能を身に付ける。

##### 1. 専門的学習成果

- ① 保育者としてこどもの教育・保育環境をつくることができる。
- ② 一人ひとりの特性や発達課題に即した支援ができる。
- ③ こどもの主体的な活動やこどもにふさわしい生活・遊びを展開できる。
- ④ 保護者や地域との連携を図れる能力を育成する。

##### 2. 教養的学習成果

- ① 社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる。
- ② 社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する。

この学習成果は学生便覧で示し、個別の授業科目の学習成果は授業概要（シラバス）で示している。また、学習成果を確実に達成するための一つとして宿泊研修を実施し、新入生向けには学習成果の達成に向けた学習の進め方をきめ細やかに指導している。在学生には、宿泊研修においてオリエンテーションを実施し、学習成果の達成に向けた学習への取り組み方を再確認させるために、進捗状況に応じて今後の学習への取り組み方を示している。

本学における学習成果は、ホームページにて学内外へ公表している。学習成果に対する進捗状況を把握するために、科目ごとに授業評価アンケートを実施し、学生の学習への取り組み方を分析したうえで、各科目担当者がその結果に対するコメントを全学的に公表している。これはホームページにも掲載している。

各科目における学習成果の設定にあたっては、科目担当者が前年度のPDCA 授業改善Cシートを踏まえ、授業概要（シラバス）作成時に設定することになっている。その際、教務委員会から、学校教育法や短期大学設置基準の関連法令等に沿った内容になるよう作成手順を示している。それに基づき、科目担当者が作成し提出した授業概要（シラバス）を教務委員会で点検し、各科目における学習成果が課程全体の学習成果に照らして適切であるか、授業の進め方に問題がないか確認している。

#### **[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### **<区分 基準 I-B-3 の現状>**

本学では、建学の精神、教育理念および教育目標を軸に、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つの方針を定めている。このディプロマポリシーを実現するための教育課程を編成する方針としてカリキュラムポリシーを定め、この教育課程により学修す

る入学者の受入方針としてアドミッションポリシーを定めている。このように三つの方針は、ディプロマポリシーを中心として一体的になっている。

これらを学校運営の基礎として位置づけ、全学的に取り組めるよう入試対策・学生募集委員会、教務委員会等の常設委員会は、当年度の委員会計画を策定する際に示している。

また、組織的議論が行えるよう各委員会でも関連する方針の情報交換などを行い、その内容を教授会で報告する体制を整えている。これらの組織的な連携で、教育活動の中でも三つの方針が反映できる体制となっている。

入学者選抜試験では、入試要項等で示すだけでなく、AO入試のエントリー説明会でも、三つの方針について十分に説明している。

本学の三つの方針は、本学学則で規定し、ホームページ、入試要項、学生便覧や学習便覧等で広く周知するとともに、新入生や在学生に対しても、前・後期オリエンテーション等で説明している。

### 三つの方針

#### ◆アドミッションポリシー（入学者受入方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」とに共感する入学者を国内外から広く受け入れます。

1. 将来の目標を持っている人
2. 本学が求める基礎学力を備えている人
3. 自己の探求ができるとともに、謙虚に学ぶ姿勢を有する人
4. 専門職を通して、社会に貢献したいと考える人

#### ◆カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」を実現するために「総合科目」と「専門教育科目」により保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備えた人材を育成するカリキュラムを提供します。

1. 入学者の基礎学力の確認及び支援を図ります。また、「総合科目」の充実したカリキュラム展開により教養を備えた学生を育成します。
2. キャリア教育を展開し、マナーやコミュニケーション能力、基本的な倫理観、表現力を養います。
3. 「専門教育科目」においては、保育者としての知識と技能をより高め、社会の多様なニーズに対応できる学識と良識とを備えるためのカリキュラム編成をします。
4. 「専門教育科目」においては、地域社会との連携を図りながら多彩なカリキュラムを展開し、保育者としての理解を深め認識するとともに人間性を養うことに努めます。
5. ボランティア活動の活性化を図り、学生が体験による学びを積極的に展開できるよう努めます。

#### ◆ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）について

学位：短期大学士（幼児教育学）

本学は「建学の精神」と「教育目標」に基づいて、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出すことに努めています。卒業認定にあたっては厳正に成績評価を行い、学則に規定する所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位授与します。



## [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

### [区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

#### <区分 基準 I-C-1 の現状>

本学は、本学自己点検・評価委員会規程により自己点検・評価委員会を設置している。この委員会は、教育、研究の充実と活性化を図り、短期大学の使命を果たすため、教育・研究などの現況とその独自性について、自己点検・評価に関する事項を自主的に調査検討することを目的とする、としている。そして、学校教育法に定める大学の目的、建学の精神にもとづく教育研究上の理念・目的など高等教育の目指すべき基本方向を照らし、本学の教育・研究活動の充実改善に資する点検・評価を全学で行っている。各部署（総務部、経理部、教務学生部、通信教育事務部、図書館）、常設委員会および関連規定に基づく委員会が、年度当初に PDCA サイクルを用いた改善シートを作成し、日常業務や事業活動に従事し、恒常的な検証を試みている。つまり、全教職員が自己点検・評価活動に何らかの形で関与する体制にある。

自己点検・評価報告書は、この全学的に取り組んでいる PDCA サイクルによる改善シートの要点をまとめ、自己点検・評価報告書としてホームページで公表している。

本学の教育成果等の検証の一つとして、毎年 1 回、地域の幼児保育・教育施設と情報交換会を開催し、意見交換や情報収集を行っている。さらに実習先訪問、就職先訪問や高等学校訪問の際に、先方の関係者から意見を聴取し、各委員会活動の取り組みに反映している。

この PDCA サイクルによる改善シートは、前年度の検証から次年度の課題を示し、これらを踏まえ重点課題、促進すべき事項等を把握している。上記のような取り組みにより、全学的にこの結果を活用し、それぞれの自主的・自立的な改善活動を行っている。

### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

建学の精神、教育目標と三つの方針、そして各科目の学習成果がどのように関連しているか、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーに整理するべく、現在準備段階である。教育の質の向上・充実のために、PDCA 授業改善 C シートにより、各科目の点検・改善を行っている。

科目の学習成果の査定は、科目担当者が作成する PDCA 授業改善 C シートのなかの学習成果と

いう項目において、授業概要（シラバス）の成績評価の各領域に沿って数量的な評価を行い、客観性を担保できる点検活動をしている。

科目担当者は成績評価の状況について、授業概要（シラバス）の記載通りに実施できているか、評価点の分布状況について学科の方針や基準に沿ったものとなっているか等、「成績評価に向けた科目担当者の自己点検項目」により自己点検・評価を行っている。成績評価報告書にとりまとめたうえで、教員は教務学生部教務学生課に提出している。学科長は、科目担当者が提出する成績評価報告から成績評価の分布状況などを点検したうえで学長に報告し、必要があれば、科目担当者に是正を求める体制をとっている。

学習成果の査定は、PDCA 授業改善 C シートから FD 委員会の委員により獲得状況を査定し、確認している。令和 2 年度からは GPA 制度を導入し、学習成果の獲得状況の指標として活用することが決まっている。三つの方針、学習成果の内容は、関連法令の変更や中央教育審議会の答申を確認し、法令遵守に努めている。

### <基準 I の課題>

建学の精神、教育目標と三つの方針、そして各科目の学習成果がどのように関連し、学生が授業の目的や目標となるものを理解するため、その指標として必要なカリキュラム・マップを整理するべく、現在準備段階である。これには、教育目標を達成するために必要な授業科目の流れや各授業科目の関連性、学修の順序を示したカリキュラム・ツリーも必要となるため、令和 2 年度に示すことができるよう併せて準備を進める。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

豊岡短期大学では、ディプロマポリシーを実現するための教育課程を編成する方針として定めたカリキュラムポリシーをもとに、各科目担当者へ授業概要(シラバス)の作成を依頼している。そのため、各科目に示した学習成果は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに対応しているといえる。

#### ◆ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)について

学位：短期大学士(幼児教育学)

本学は「建学の精神」と「教育目標」に基づいて、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出すことに努めています。卒業認定にあたっては厳正に成績評価を行い、学則に規定する所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位授与します。

授業概要(シラバス)では、成績の評価基準を示しており、学生がどのように学習すればいいか明確になっている。卒業要件、免許・資格取得要件は学生便覧に掲載するとともに、ホームページで公開している。令和元年度はGPA制度の導入ができていないが、社会的・国際的な通用性の担保のために令和2年度より導入し、学生に説明することとしている。

本学のディプロマポリシーは、専門的な知識と技能を有した保育者を養成するために定めているため社会的通用性がある。

本学が幼児教育の専門的人材を輩出する観点から、実習先との定期的な情報交換会やアンケート調査結果をもとに教務委員会で協議しているため、ディプロマポリシーを定期的に点検しているといえる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

- ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学のカリキュラムポリシーは5項目からなっており、これに基づき、教務委員会を中心として教育課程を編成している。このカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーを実現するために「総合科目」と「専門教育科目」からなるカリキュラムを編成・実施するものであるため、ディプロマポリシーに対応したものとなっている。

#### ◆カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」を実現するために「総合科目」と「専門教育科目」により保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備えた人材を育成するカリキュラムを提供します。

1. 入学者の基礎学力の確認及び支援を図ります。また、「総合科目」の充実したカリキュラム展開により教養を備えた学生を育成します。
2. キャリア教育を展開し、マナーやコミュニケーション能力、基本的な倫理観、表現力を養います。
3. 「専門教育科目」においては、保育者としての知識と技能をより高め、社会の多様なニーズに対応できる学識と良識とを備えるためのカリキュラム編成をします。
4. 「専門教育科目」においては、地域社会との連携を図りながら多彩なカリキュラムを展開し、保育者としての理解を深め認識するとともに人間性を養うことに努めます。
5. ボランティア活動の活性化を図り、学生が体験による学びを積極的に展開できるよう努めます。

教育課程は、短期大学設置基準、教職課程、保育者養成課程に関わる法令等に基づき、本学の建学の精神、教育理念に沿った形で編成している。また、カリキュラム一覧からも分かるように、卒業必修科目、免許・資格取得に必要な科目、本学独自科目等を配当し、それらの授業科目の単位を修得することで、本学の専門的学習成果および教養的学習成果を修得することができるような授業編成となっている。現在、CAP制（履修単位制限）は導入の検討段階であるが、学生が学習を進めるにあたり、予習・復習に取り組みながら無理なく学習を各自で進められるよう、開講年次の工夫や履修説明時における学生への指導において、バランスよく学習ができる環境づくりに努めている。

成績評価は、短期大学設置基準に基づく学習成果やその学習成果を測るための成績評価基準を授業概要（シラバス）に示している。その内容は、成績評価基準に加えて、授業概要、授業科目の目的、準備学習の内容、振り返り学習の内容、授業時間数、学習成果、テキスト、参考書、フィードバックの方法、受講者の心構えとメッセージ、科目担当者の実務経験の有無とその概要を記載しており、必要な項目は全て明示できていると同時に、学習成果を最大限に引き出すための工夫を行っている。

本学通信教育部では、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）や面接授業（スクーリング）を、教職課程、保育者養成課程における基準に準拠しながら、教育効果が最大限に高まるよう取り組んでいる。また、通信教育で学ぶ学生の学習上の質問や学習を進めるうえで問題が生じた場合は、担当教員にすぐに相談できるよう教員のメールアドレスを公表しており、学習支援体制の確立を目指している。

教育課程の見直しは、学長の指示のもと、毎年度教務委員会を中心に行い、学科会議等で情報共有を図りながら教授会で審議している。これまで以上に、本学の教育の根幹である建学の精神を理解し、本学が掲げる「共生の心」を備えた保育者の育成に注力するため、科目開設を視野に入れた内容の検討に取り組んでいる。その結果、本学で2年間学ぶための基礎的な心構えや態度、そして保育者、社会人としての基礎力の醸成を核とした体験的な学習から成る科目「弘徳豊岡教育Ⅰ」を来年度より開設することとした。さらに、学習成果の獲得に向けて、本学の独自科目である「キャリアアップ」や「特別研究」の内容の精査を行った。

### **【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### **<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

本学こども学科の教育課程は、「専門的学習成果」と「教養的学習成果」を体系的に達成するために「総合科目」、「教科専門科目」、「教職専門科目」から編成している。総合科目は、「生命倫理」、「環境と人間」、「情報リテラシーと処理技術」、「キャリアアップ」などがある。総合科目は、必修科目とせず選択科目としているが、方針として学生にはほぼすべての科目履修を勧めている。総合科目の選定および内容は、科目担当者が授業概要（シラバス）を作成し、教務委員会により点検、精選しており、実施体制が確立している。総合科目を担当する教員も、授業概要（シラバス）に示した科目の到達目標と大学が求める学習成果との位置づけを理解し、教育活動を行っている。

保育者養成課程である本学こども学科の授業科目は、主として教科専門科目、教職専門科目であり、学生が専門職業人として、保育者として必要な知識、理論から技術、実践する力まで、専門的学習成果を獲得するための教育が確立している。総合科目では、キャリアアップにおいて「社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力の獲得」および「社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解および自己管理の能力の育成」という教養的学習成果の獲得を図っている。

建学の精神に示している「人に愛される人、尊敬される人、信頼される人」、「専門職業人として

社会に貢献できる人」とは、高度な専門知識や技術を身につけ発揮できる力が備わっている人材であるだけではなく、人としての成長、豊かな人間性、教養が備わってこそ達成される。本学の教養的学修成果は、そのような考えに基づいている。そして、これは専門教育にも通じるものであり、学科の教育方針でも明確に打ち出し、教員が共通理解し、日々の教育活動のみならず、学生生活の指導にも反映している内容であることから、教養教育と専門教育との関連が明確であるといえる。教養教育の効果は、学生による授業評価アンケートをはじめ、学生指導委員会による身だしなみや礼儀作法などの学生指導の結果から評価し、科目の内容の精査、科目の新設を行うなど改善に努めている。

**【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>**

本学では、ディプロマポリシーに見合った専門的学習成果および教養的学習成果を定めており、それらを全て身に付けることができるようにカリキュラムを編成している。専門教育は、教科専門科目および教職専門科目からなっており、これらの履修・単位修得を通して専門的学習成果が身に付くものとなっている。教養的学習成果は、総合科目を中心とした一連の科目の履修・単位修得によって身に付くが、特に職業教育としての意義のある総合科目として、「キャリアアップⅠ、Ⅱ、Ⅲ」があげられる。キャリアアップⅠ、Ⅱ、Ⅲを中心に、自己理解や他者理解、保育者としての自覚、更には時事問題に対する意識付けなどを含めた総合的な人間力の向上を目指して授業を行っている。このことにより、学生たちは将来の生き方や、社会に出ることの意味、就職に対する心構え、更には社会人としての在り方などを考える機会となっている。

また、「特別研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、保育者となるべく日々学んでいる知識・技術を総合的に活かす力を育成するため、演劇、大型絵本、運動遊び、人形劇などを製作し、練習に取り組んでいる。そして、毎年12月に豊岡市内の商業施設で開催する「こどもフェスタ」で、地域の子どもたち向けにその成果を披露している。演劇、大型絵本、運動遊び、人形劇などを計画し、学生同士で協議しながら練習し、子どもたちの前で演じるという過程のなかで、学生たちが実際に現場に出た際に必要となる実践力を高めることができる機会となっている。

職業教育の効果測定・評価は、就職先からのアンケート調査や意見聴取を主な材料としており、3年ごとに過去3年間の卒業生の就職先にアンケートを依頼している。加えて、過去3年間の卒業生に対してもアンケート調査を実施し、意見を聴取している。これらで得られた回答は、訪問担当者が質問項目ごとに整理し、進路指導委員会で報告し、その内容の分析と改善策を検討したうえで、全教員が課題と改善策を共有し、日々の教育活動に活かしている。また、アンケート調査から得た有益な情報は、とりまとめて進路ガイダンスの際に学生に配付し、指導に活用している。

**【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学のアドミッションポリシーは、「本学は「建学の精神」と「教育目標」とに共感する入学者を国内外から広く受け入れます」とし、具体的に4つの項目を明確に示している。

#### ◆アドミッションポリシー（入学者受入方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」とに共感する入学者を国内外から広く受け入れます。

1. 将来の目標を持っている人
2. 本学が求める基礎学力を備えている人
3. 自己の探求ができるとともに、謙虚に学ぶ姿勢を有する人
4. 専門職を通して、社会に貢献したいと考える人

そして、学習成果は、アドミッションポリシーの延長線上にある「専門的学習成果」として4項目、「教養的学習成果」として2項目の内容を卒業までに身に付けることとしている。

学生募集要項の1頁目には、「建学の理念」として「建学の精神」と「教育目標」を明示し、その土台に立ったうえで、アドミッションポリシーを明確に示している。

本学が求める学生は、アドミッションポリシーに明確に示しているが、その内容を要約すると「保育士・幼稚園教諭などの幼児教育に関わりたいという目標とそのために頑張るという熱意を持った学生」ということである。そして、入学前の学習成果の把握・評価は「本学が求める基礎学力を備えている人」との文言により、幼児教育者になるための基礎学力があることを求めている。そして、入学試験における小論文、国語、英語の試験により、幼児教育者になるための学習に必要な基礎学力が身に付いているかを把握・評価するよう努めるとともに、調査書の提出を求め、入学以前の学習成果を確認している。

本学の入学者選抜は、小論文、面接、調査書の3つの要素からなっている。その中で、小論文は、本学の「建学の理念」にある「教育の目的は 人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」という「建学の精神」と「共生の心」に関係したテーマとしている。面接は、幼児教育者になるという将来の目標を明確に持っているかを確認している。本学が求める基礎学力は、調査書を点数化して判定している。

令和元年度は学業成績特待奨学生（学業・人物ともに優良であり、出身学校長の推薦がある方）、課外活動特待奨学生（高等学校在学中、特別活動に優れており、出身学校長の推薦がある方）、保育士・

教職特待A（保育士・幼稚園教諭、保育教諭になる意思の強い方で、成績優秀で、経済的な援助の必要な方）、保育士・教職特待B（児童養護施設に入所している方で、将来、保育士、幼稚園教諭、保育教諭になりたいという強い気持ちをお持ちの方）の区分枠を設け、それぞれの選考基準を設定して選抜を行っている。指定校推薦は、各高等学校で一定の学力があり、幼児教育者としてふさわしいと考えられる生徒を高等学校長名で推薦してもらうこととしている。また、上記の区分に入らないが、将来幼児教育者になることを志望している生徒のための、特に成績等の条件を求めない入学試験も行っている。選考方法は入学試験要項の入試区分毎にわかりやすく明記している。選考基準は、本学独自の基準で調査書を点数化している。その際、公平を期すため、採点者には受験者情報が伝わらない体制を整えている。結果、公平かつ適切な選考を行うことができ、教授会の審議を経て、最終的に学長が可否を決定している。

本学は、授業料、その他入学に必要な経費は本学学則で定め、毎年度入学案内や募集要項に明示している。

平成30年度事務組織の改編として、本学および姫路大学の学生募集を統括管理し、効率的に業務が行えるよう法人本部に入学センターを設けた。それに伴い、本学のアドミッション・オフィスの機能は、入学センターおよび教務学生部教務学生課が行うこととしており、それぞれ学生募集の統括や入学試験実施の準備から入学に関わる手続き等の業務を分担している。

本学のAO入試は、「受験生が本学の「建学の精神」と「教育目標」を理解するとともに、受験生のやる気や夢を互いに理解し合う「相互理解」を行うための入試」であるとしている。オープンキャンパスに一度は参加したうえで、受験生の本学に対する思いや将来の目標を記述したエントリーシートを提出してもらい、それに基づいて面談を行う。面談では、本学に対する思いや将来の目標をしっかりと聞き取り、その後、小論文と面談の結果から可否を判定している。

学生募集に関する高等学校訪問、入試方法、試験日、合格発表日等は、入学センターと入試対策・学生募集委員会により検討し、教授会にて審議する。その結果に基づき、入学試験事務を教務学生部教務学生課が行う。学生からの日程等事務的な問い合わせには教務学生部教務学生課が対応し、入学試験の受験種別、進学相談等は、入学センターと入試対策・学生募集委員会が対応する体制をとっている。入学センターは入試に関する統括的な位置となり、オープンキャンパスや高等学校ガイダンスの参加を企画、対応し、教務学生部教務学生課はそれらを支援している。また、次年度からは、無料通話アプリ LINE（ライン）を活用する体制の整備を予定しており、登録している学生からの問い合わせに直接入学センターや入試対策・学生募集委員会が対応することとしている。

学生募集で高等学校を訪問する際は、アドミッションポリシーを高等学校関係者に対して説明し、その方針に合致していることの重要性を伝えている。

アドミッションポリシーを高等学校関係者に聴取して定期的に点検することはしていないが、本学が求める生徒は、「保育士・幼稚園教諭などの幼児教育に関わりたいという目標と、そのために頑張るという熱意を持った生徒」ということであり、その方針として適切なものであるか、見直しや定期的な点検の方法を設定していく必要がある。

#### **【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。



## <区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

本学では、卒業までに身に付けるべき学習成果として、次のとおり具体的に定めている。

### ◆学習成果

保育者として必要な知識・技能を身に付ける。

#### 1. 専門的学習成果

- ① 保育者としてこどもの教育・保育環境をつくることができる。
- ② 一人ひとりの特性や発達の課題に即した支援ができる。
- ③ こどもの主体的な活動やこどもにふさわしい生活・遊びを展開できる。
- ④ 保護者や地域との連携を図れる能力を育成する。

#### 2. 教養的学習成果

- ① 社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる。
- ② 社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する。

そして、本学における各授業科目には具体的な学習成果を定めており、それぞれが上記の専門的学習成果、教養的学習成果の少なくともいずれか一つを達成することに寄与するものとなっており、その対応関係は明確である。逆に言えば、本学の卒業判定基準を満たし、かつ免許・資格の取得に必要な科目を履修・単位修得することにより、通常の在学年限である2年間の中で、上記の学習成果を満たすことができるものとなっている。そして、この学習成果の獲得は、各授業科目における学習成果によって成り立っており、各授業科目の学習成果は、授業概要（シラバス）において具体的に示している。教務委員会では各授業科目の授業概要（シラバス）を点検し、学習成果が曖昧な科目は修正や見直し等の依頼を行っている。これらの学習成果は、定期試験と授業への取り組みを総合的に判断する成績評価により測定している。

## [区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

## <区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学は GPA 制度の導入ができていないが、次年度に向け規程を整備し、運用開始を予定している。学生のポートフォリオは、学生個人が学習履歴としてどのような成果をあげ、どのような役割を果たし、何を学んできたのかファイルを作成し、それを前・後期末に提出させて教員が確認している。幼稚園教諭二種免許状、保育士資格は、ほとんどの学生が取得している状況である。ルーブリック分布は、本学通信教育部では平成 28 年度より導入しているが、通学部では導入に至っていない。

学生が就職先を考える上で、保育施設等へのインターンシップは非常に有効であり、実際に毎年、何

人かの学生が参加している。大学への編入学は今年度の希望者はいなかった。就職希望者の就職率は100%を達成した。

単位取得率、学位取得率、資格・免許取得率以外にも、GPA 制度の導入により、学習成果を量的・質的データに基づき評価できるように改善中である。

学習成果の質的な把握は、卒業生の就職先へのアンケート依頼、卒業生へのアンケート依頼および就職先の管理職への口頭での聴取を行っている。3年ごとに過去3年間の卒業生を対象として、訪問や電話により聞き取りを行っている。量的な把握は、卒業生やその就職先への調査依頼の回答数によるが、回答を見やすく分かりやすく取りまとめ、学科会議や委員会で協議し、評価を行い、今後の学生指導に取り入れている。

#### **[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### **<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>**

卒業生の就職先に対し、3年ごとに過去3年間のアンケート調査を依頼している。令和元年度はそのアンケート調査を実施する年度であった。アンケート内容は「社会人としてのマナーなどの基本が身に付いているか」、「必要な知識・技能が身に付いているか」、「本学の指導に対する要望」等である。また、過去3年間の卒業生全員に対してもアンケートを実施している。内容は、「退職・転職等の有無を含めた現状」、「学生時代に頑張ったことで、現在大いに役立っていること」、「もっと大学時代に取り組んでおけばよかったこと」、「後輩に伝えたいこと」などである。

毎年、前年度の卒業生の就職先を6月から8月にかけて訪問し、就職先の管理職の方に上記の就職先アンケートと同じような「卒業生の状況・評価」、「本学での指導に対する要望」等の質問項目について口頭で聴取している。遠方で直接訪問が難しい場合は、電話での聞き取りを行っている。訪問担当者は上記のアンケート等を質問項目ごとにまとめ、進路指導委員会で報告し、内容の分析を行ったうえで、全教員が課題等を共有し、日々の教育活動に活かしている。アンケート調査から得た有益な情報は、進路ガイダンスの際に学生に配付し、指導に活用している。

#### **[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]**

#### **[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学科全体の共通認識のうえで、学生への教育活動から学習成果の獲得、学生生活の指導に至るまで、保育者、社会人となるための知識、意識および態度の育成に取り組み、その責任を果たしている。ほとんどの学生がカリキュラムのすべての科目を履修し、各授業の出席率は極めて高く、十分な学習成果の獲得に意識が向いている。科目担当者は授業概要（シラバス）の執筆において、「授業概要作成の要点」に則り各項目を記載する。そして、教務委員会による内容の点検と、科目担当者へのフィードバックを繰り返し、作成している。科目担当者は、この過程を経て決定した授業概要（シラバス）の成績評価基準により、学習成果の獲得状況を評価している。科目担当者は、実施した小テストやレポート課題により、学生の学習成果の達成状況を把握し、それらの科目の目的・目標の達成状況は、担任が学期ごとに行う三者面談の資料としても活用している。

保育者養成の教育課程の専門科目は、文部科学省、厚生労働省により提示された科目の内容が網羅できている。学生が系統的かつ効果的に学ぶことができるように、教員間の協議、調整で授業概要（シラバス）の内容を決定し、各教員は綿密な授業計画により運営している。

学生による授業評価アンケートを前・後期ですべての科目で実施し、その内容を科目担当者にフィードバックしている。科目担当者はPDCAによる授業改善Cシートに反映し、今後の教育活動の方策について考察し、教育改善実施（FD）委員会に提出する。集計結果は、科目担当者に通知し、学生掲示板への掲示やホームページで公表している。教育改善実施（FD）委員会は、授業改善活動の展開などを分析し、その結果は、必要であれば科目担当者にフィードバックしている。

学生に対して、前・後期のオリエンテーション時に履修の方法や教育課程の特徴などを学科教員が説明し、その後、個別相談の時間を設けている。履修変更の手続きは、担任教員の確認後、学科長の承認が必要であり、その学生が卒業要件、希望する免許・資格取得が可能な履修となっているか、確実に検証できる体制を構築し指導を行っている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識し、学習成果の獲得に貢献している。カリキュラムにある履修科目の学修成果は、授業概要（シラバス）に記載しているため、事務職員はいつでも確認できる状況になっている。学生に直接接する教務学生部教務学生課は課内研修を実施することにより、学生が希望している免許・資格を取得するために必要な授業科目および単位数を把握し、学生からの質問に対応できるよう努めている。

本学の教育目的・目標は、学生に配付する学生便覧に記載している。事務職員は、補助教材の作成をしており、教育目的・目標を理解している。そのうえで学生の成績状況を管理しているため、教育目的・目標の達成状況をデータのうえから把握できている。

学生の履修登録は、前・後期ごとにオリエンテーションを実施し、教員と合同で履修漏れがないように学生指導を行っている。また、学生が学業を継続するため、経済的支援ができるように各種就学資金の説明を行い、経済的困窮から学業を断念することなく卒業に至るように支援を行っている。

学生の成績記録は、本学園文書保存規程に基づき保存をしている。永久保存である成績は耐火金庫に保存し、保存期間を設定している文書は施錠した倉庫で整理して保存している。

図書館の職員（司書）は、相互協力サービス、図書館利用に関するガイダンス、レファレンスサービス、資料のリクエストサービスなど、学生の学習機会の向上を目的とした支援を行っている。図書館 OPAC（オパック Online Public Access Catalog）により所蔵資料の検索から貸出予約の受け付けまで可能なシステムを構築している。Ci-Nii（国立情報学研究所が提供する学術情報をオンラインで提供する情報検索サービス）の学内利用も可能としている。

図書館の利便性向上のため、授業における図書館利用を実施のほか、利用者である学生、教職員から随時、購入希望図書のリクエストを受け付けしている。図書館職員（司書）により資料の蔵書を確認後、可能な限り取得し、希望者に提供することで利便性の向上に努めている。

教員は、授業運営で科目の特性や内容の適合性に応じてパソコンを使用し、不足する技術がある場合には、各々が必要に応じて自己学習の機会を持つように努めている。そのうえで、パワーポイント、DVD、Web 情報等をパソコン利用による講義資料として教室のスクリーンにプロジェクタにより投影し、学生の理解を得やすい授業を行っている。学生は 211 教室に備付のパソコンで、インターネット、学生専用サーバを自由に利用することができる環境を備え、授業利用時以外も使用可能な環境を整備している。

総合科目の中で「情報リテラシーと処理技術」を開講し、30 コマの授業内でパソコンの基本操作から応用までの演習を実施している。これをもとに授業でのレポート回答、学校行事や課外活動の記録・整理にもパソコンの使用を促し、演習科目で修得した利用技術の向上を図るべく指導している。通信教育部の各スクーリング会場では、教育効果の高い授業を実施するため、パソコン、プロジェクタ、DVD などの機器を整備し、積極的に活用している。

## **[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学は、入学手続きをした学生を対象とした「プレカレッジ」を入学前までに実施することで来学の機会を設け、その際、事前に課した学習課題を当日に提出させている。プレカレッジ当日は、学生としてのマナー、心構えの講習を実施し、仲間づくりの目的として出席者全員でカレー等の調理をして会食している。また、カリキュラムの中で必修となる音楽の技能を把握するため、ピアノ技能検定を実施している。プレカレッジを通して、学生が入学までの間に授業、学生生活や同級生の雰囲気等を知ることができ、不安を解消し、前向きに入学後の準備に取り組めるよう支援している。

入学式後、2日間にわたってオリエンテーションを実施している。その内容は、学長講話から始まり、学生指導委員会による「学生生活について」、進路指導委員会による「進路について」、教員による「履修登録について」、教務学生課による「各種手続き方法について」、「通学方法の届出について」、「奨学金の手続きについて」、図書館事務課による「図書館の利用について」等である。このオリエンテーションを通して、学生が学生生活を円滑にスタートできるための心理的、実際的な準備を完成することができるよう努めている。

オリエンテーションでは履修登録ガイダンスを実施し、その中で開講科目と取得を目指す免許・資格に必要な科目の説明と、前・後期カリキュラムに基づき履修登録申請を実施している。担当教員は、学生からの申請内容の確認を行い、教務学生部教務学生課が登録業務を行っている。この際に、学生は担当教員から単位の考え方や、その修得に必要な学習時間を学び、それらの積み重ねが、将来の自身の保育者としての成長につながっていくことを改めて認識する機会となっている。そして、そのことが今後学習していく動機付けとなるよう説明内容を工夫している。

学生便覧と授業概要（シラバス）は前年度末までに作成し、新年度のオリエンテーションで配付し、その内容を学生に説明している。

新入生に対し、入学前に一般常識問題の課題を課し、基礎学力の向上を図っている。入学後ではキャリアアップⅠ～Ⅲの科目に加え、前・後期末ごとの成績をもとに、補習が必要な学生には担当教員が学科からの依頼により補講を実施している。また、ピアノの技術、パソコンの基本操作や実習簿の記述のための文章力なども、重要な基礎学力の一部である。音楽表現活動を支える読譜力、弾き歌う力、ピアノ演奏技能等の基礎・基本の習得の度合いは、それぞれ個人差が大きいため、個別指導を中心に支援の時間（ピアノ補習）を設定している。毎週1時間、年間を通して行っている。弾き方がわからない箇所、繰り返して練習するがどうしても弾くことができない箇所について、担当教員が具体的に弾いて見せたり、弾き方の助言をして課題克服の支援を行っている。パソコン操作は、レポートや体験文などの原稿作成に必要なOfficeソフトの基礎操作を支援するため、文書作成指導を適宜実施している。既習知識の網羅が必要な保育実習計画書、教育実習計画書や実習指導案の作成について、学力や理解が不足する学生に個別の添削指導を適宜実施している。

本学では、キャンパスごとに各学年に2名の担任を配置している。学生は担任に生活上の悩み、進路や学習進行上の相談等を行うことができるように体制整備している。また、前・後期末には、保護者を交えた三者面談を実施し、学習や生活上の面談をしている。特に指導が必要な場合は、担任をはじめ、学生指導委員会による面談を随時実施しているが、担任や学生指導委員会で扱いきれない事象の場合は、遅滞なく教授会での審議や学長の判断を仰ぐ体制をとっている。

通信教育の科目は、印刷教材による学習と対面授業による面接授業で構成している。添削は、印

刷教材による学習が大半である。この場合、学生に対しテキストを読んで与えられた設題に基づきレポート作成したものの添削と、その後の科目試験の採点結果により科目の単位修得が可能となる。通信教育では、年に数回、授業方針編成会議として全国の各科目担当の教員が集まり、授業概要(シラバス)、レポート設題や科目試験問題を作成している。各科目の設題には設題集を作成し、その中で作成の手引き、参考書、学習目的・ねらい、学習の進め方、学習のポイントを詳説している。そのうえで、「厳格で客観的で公正な評価」を目指し、科目担当教員協働で「ルーブリック評価票」を設題ごとに作成し、学生に提示している。ルーブリック評価票は添削終了後、レポート返却をする際に記入したものを返却している。科目試験は科目試験問題集を作成し、各科目とも複数題ある試験問題の中から指定した問題を全国の試験会場で実施する。試験問題もルーブリック評価票を作成し、科目の評価基準を明示して、学習において重要な項目を理解しやすいように学生に向け提示している。面接授業でもルーブリック評価票を作成し、学生に提示している。シラバスにおける説明との併用により、学生が該当科目のポイントをより理解しやすいように整備している。

学生からの授業評価アンケート結果に基づき、教務委員会で科目内容の評価ならびに改善点等の洗い出しを実施している。科目担当者に対しては、こども学科より教務委員会における内容のフィードバックならびに授業方法の改善を要求し、シラバス作成に反映するよう促している。

各授業で進度の速い学生や優秀な学生は、さらに高いレベルを目指すことができるよう工夫している。こどもの指導法「音楽表現」のピアノ実技では、目標レベルに達した学生には、より発展した曲に取り組みせるとともに、その学生用のレッスンカルテを作成し、該当の学生が目標を高くもち取り組めるようにしている。パソコン操作では、円滑に行える学生には、授業の進度とは別に高度な課題を設け、意欲を高めるよう支援をしている。実習指導では、既習知識の網羅が必要な学習指導案の作成において、理解を深めている学生には、様々な条件を想定した学習指導案作成を課し、一層の理解を深めるとともに応用力を高めるように促している。

留学生の受け入れは、希望者があれば対応する。留学生の派遣は、本学は2年制の幼児教育者の育成を目指す短期大学であり、実習が総日数で保育園、幼稚園、施設を合わせて50日になる。そのため、夏期休暇や春期休暇に実習を実施することになり、留学する時間的な余裕がないのが実情である。

### **【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学は、学生生活支援のための組織として、学生指導委員会、進路指導委員会、奨学生委員会を設置している。各委員会では年度当初にその年度のPDCA委員会改善Bシートを作成し、年度末に活動結果を取りまとめている。各委員会の構成員は、教員をはじめ職員も加わり、全学的な支援体制がとれるように整備している。特に、様々なハラスメントは「ハラスメント防止委員会」を常設し予防策を講じているが、ハラスメントの事象が生じた場合は、規定している手続きに則り別途対応している。日頃からハラスメント防止の啓発活動に努めており、日常の生活支援の窓口は、各学年の2名の担任教員となっている。学生指導委員会とこども学科実習委員会は相互に情報交換の機会を設け、学生への支援を漏れなく行う体制がある。また、教務学生部教務学生課の職員を関連の委員会の構成員としていることで、出欠状況、成績不振や奨学金の状況などの情報の共有が可能となり、教学と連携した学生指導体制が確立している。

学生会やクラブ活動は、主として教務学生部教務学生課が支援している。各行事は、その内容により各委員会や関係する部署が学生の取り組みを支える体制となっている。学生会やクラブ活動は、次年度から関係規程を整備し、学生主体として活動できるようにする予定である。本学の行事は、例えば大学祭「和花季（わがとき）ひろば」は地域の方々との交流に力点を置いているため、地域交流委員会が全面的にバックアップし、学生の計画・運営を支えている。毎年末に開催する「こどもフェスタ」は教育活動の成果の場でもあるため、教員、教務学生部教務学生課が支援を行っている。入学後の「宿泊行事」は、在学生在が新入生を迎える歓迎行事の立案・運営と合わせ、学生指導委員会の支援のもと、実行委員会のメンバーによる学校生活の学びに対して不安を軽減するようなプログラム構成としている。

本学豊岡キャンパスの校舎内には、外部業者による学生食堂と売店を設置している。学生のニーズに応じられるサービス向上のため、「食堂運営委員会」を設置し、食堂、売店の内容の検討や、今年度は特に昨年度までのアンケート調査結果をもとにして、学生の意見が反映できるよう未達成要望項目を検討し、食堂、売店へ要望する体制をとった。姫路キャンパスは、姫路大学との共用で学生食堂と売店を設置している。豊岡キャンパスと姫路キャンパスは同一の業者で、メニューは工夫を凝らし、要望に応じた改善など、学生や教職員にできる限り満足のいく提供を行っている。

本学は、不動産取引の資格を所持しておらず、宅地建物取引主任資格者がいないこともあり、学生には斡旋を行っていない。また、学生寮も整備していない。宿舎が必要な学生は、豊岡キャンパス・姫路キャンパスのそれぞれの市内にある不動産業者に相談するように担当部署から説明している。

学内に学生専用の駐車場、駐輪場を設置している。自家用車や原付バイクによる通学は許可制としており、申請内容を十分確認してから通学許可を出している。

学生への経済的支援として、入学前にA0入試、指定校推薦に奨学生制度を設け、大学案内、募集要項に明示している。奨学生は、学業成績による継続の認否がある場合、前・後期の成績確定後に「奨学生委員会」を開催し、審議している。その結果は教授会に諮り、審議後、学長の承認を得る。そして、これらの結果は本学園の決裁書を作成して関係部署の回覧後、最終的には本学園理事長の決裁を受けている。

健康管理として、毎年度健康診断を実施している。同時に学校医による問診も実施している。メンタ

ルヘルスケアとして、臨床心理士等有資格者が、年間 30 回程度学生相談室で相談援助業務を行っている。学生等の相談者からの内容は個人情報として特に慎重に取り扱うため、相談業務者からの助言は、学長、学科長に報告のうえで必要に応じて対応している。

教務学生部教務学生課では、常時、学生からの意見や要望が聴取できる窓口体制をとっている。また、担任教員を配置し、気軽に相談できる体制であることをオリエンテーション等で周知している。教員は授業、委員会および出張以外の時間の多くをオフィスアワーとして認識しているため、常に学生支援を行う体制にある。このような体制にあるため、学生の声を聞く機会が豊富にある。また、前・後期に全学生を対象にした担任と保護者との三者面談を実施し、学業の状況や学校生活への不安などの聞き取りや相談にのる体制を整えている。各行事では、学生による実行委員会を組織し、担当教員を中心に、できる限り学生に主体性をもたせるよう努めている。

現在、留学生は在籍していないが、いつでも受け入れられるよう全学的に国際感覚を磨くため、他国の文化への理解を深めることを目的として国際交流事業を実施している。これは、「国際交流会」という名称で、外国籍の方、日本に帰化した方を招いての講演と、講演後に交流する会として、その地域の子育て支援の実態を多様な視点から学び、理解を深める場としている。なお、豊岡キャンパス、姫路キャンパスともに、外国語に堪能な教員を配置し、日本語教育等のフォローアップ授業を行う体制を整えている。

現在、兵庫県の委託訓練事業の一つである長期高度人材育成コース（保育士養成）の職業訓練生を本学の学生として受け入れている。この学生の学習は、委託元の兵庫県の大学校の指導の下に厳格に管理・支援している。社会人学生の受け入れを積極的に行うにあたり、家庭や仕事と学習活動の両立ができるよう相談教員を置き、日常の学習の進捗状況などを管理している。学習を進めるうえで、社会人学生と現役学生が互いに交流を図りながら学習が進められるよう、新入生の宿泊行事や各行事等の多くの機会を設けている。また、「特別研究」をはじめ、あらゆる授業の中で、社会人学生と現役学生の合同グループ編成を行い、グループワーク等に取り組んでいる。保育所保育実習や幼稚園教育実習なども、家庭への影響が少なくなるように実習先の新規開拓や実習受入先との情報共有を行っている。卒業後の就職先の確保にも力を入れ、どのような形態での勤務を希望しているか、学生からの要望が十分情報共有できる体制をとっている。

障がい者を受け入れるために、専用駐車スペース、玄関スロープ、自動ドア、点字ブロック、エレベータを整備している。しかしながら、多目的トイレ、点字用プリンタ等は未整備の状況である。

長期履修制度は、現状設けていない。何らかの事情で最短修業年限を超える場合は、在学期間 4 年まで在学することができることを「本学学則第 1 章総則第 6 条」に定めている。

大学祭「和花季（わがとき）ひろば」では、「こどもと造形」、「表現とこどもの運動」、「こどもと体育」など様々な保育専門教科で習得した指導技術を活用して創作・表現を行う場としている。この大学祭は、地域の保育園の乳幼児、幼稚園の園児や子育て中の保護者に広く開放しており、学生の発表の場として大きな地域貢献の役割を果たしている。地域交流委員会は、大学祭の広報や会場設営への支援を積極的に行い、教員は技術指導、運営指導を行うとともに地域貢献活動への貢献度を評価し、学習評価と併せて学生および保護者に報告を行っている。

#### **[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。



- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援のための組織として進路指導委員会、編入委員会を設置し、学生の就職や進学に対応している。また、担任教員を通じて学生の就職希望の調査を行い、希望に沿うように委員会が指導を行っている。

就職・進学支援のための施設として、就職資料室を設け、学生が見やすくわかりやすいよう随時就職情報や編入学情報などを掲示し、相談ができるスペースや面接練習ができる空間を設けている。

本学は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得することを学科の主たる目的としているため、学科の学習が就職のための免許・資格取得に直接関係している。就職試験対策として、1年生は年5回、2年生は年6回の進路ガイダンスを行っている。内容は、単に就職について教員が話をするだけでなく、ハローワーク担当者や卒業生の講話、外部人材を招いての講話、卒業生していく2年生から1年生への就職活動の経験談の話などを実施している。

1年生では就職模擬試験、2年生では保育士・幼稚園教諭就職模擬試験を毎年1回実施し、学習成果を全国規模で測っている。公務員を希望する学生や基礎学力の向上を目指す学生には、正課の学習の他に就職試験対策講座を設け、週1回受講できるようにしている。面接指導は、就職試験対策として全教員が学生個人ごとに対応している。就職試験において求められる自己分析・自己理解をキャリアアップの授業の中で実施している。具体的には、公務員試験の一次試験に合格した卒業生を対象に、二次試験対策としてピアノ演奏・弾き歌い、体力検査、面接などの指導を行っている。

卒業時の就職状況の分析・検討は、卒業前の学生に対して大学での進路指導のアンケートを実施している。内容は、「進路先に対する満足度」、「大学時代の教育内容・課外活動で就職活動に役立ったこと」、「もっと大学時代にやっておけばよかったこと」、「後輩に伝えたいこと」、「大学の進路指導の様々な取り組みに対する個別の評価」などである。

このアンケート結果をまとめ、進路指導委員会で報告し、内容分析を行ったうえで、全教員が課題等を共有し、日々の教育活動に活かしている。アンケート調査から得た有益な情報は、進路ガイダンスで学生の指導に活用している。内定時には内定報告書を提出することとしているが、その中で、試験の内容を詳細に報告するように求めている。特に、小論文・作文のテーマはキャリアアップの授業において活用している。

進学に対しては、編入委員会を通じて学生に進学先情報の提供等を行い、支援を行っている。令和元年度の進学希望者はいなかったが、進学希望者に対しては、編入学試験等を受験する大学の試験内容に応じて、適切な支援を行う体制は整っている。令和元年度の留学希望者はいなかった。留学は毎年希望者がいないのが実情である。

### <基準Ⅱの課題>

科目担当者が、学生の習熟度に合わせ必要性を判断し、柔軟かつ弾力的に開催する「フォローアップセミナー」の確立を目指す。正課外となるため、学生の負担を十分に把握しなければならないが、個々の学生に合わせた技術や技能の向上のため柔軟な対応に努めたい。

令和2年度から新設する本学独自科目「弘徳豊岡教育」と連動して、学生指導により学生としての質を高めるために、学生の自覚を促し、充実した学生生活が送れるような取り組みを強化する。この新設する科目は、効果の検証が必要であるため、どのような方法を用いるか、十分に検討していきたい。

また、令和2年度からはGPA制度を導入し、学習成果の獲得状況の指標として活用することが決まっている。この制度の導入には、各授業担当者の十分な理解と、学生への周知が必要となるため、それらを満たした方法を検討する。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

#### [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

豊岡短期大学は、こども学科のみの単科で、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格が取得できる課程を有しているため、幼稚園教諭二種免許課程に対応する教員組織、保育士養成課程に対応する教員組織を編成している。幼稚園教諭二種免許課程と保育士養成課程は対象とする幼児の年齢が重複するところがあり、その課程も重複している部分がある。そのため、本学では、教育の基礎的部分、保育の基礎的部分、幼児への指導法の部分、領域の部分は両方の課程の学修となるように科目を配置している。

通学課程では、入学定員 40 名、収容定員 80 名に基づき教員組織を編成している。短期大学として設置基準上必要とされる教員は、通学課程では短期大学全体で 2 名、こども学科で 6 名必要となり、通信教育課程では通学との併設であるので通信教育部で 6 名が必要となっている。通学課程の専任教員は、教授 5 名、准教授 5 名、講師 3 名、助教 1 名、兼任教員 2 名、非常勤講師 6 名で運営している。通信教育部では、通学課程教員に加えて、通信教育部独自教員として専任教員は教授 12 名、准教授 7 名、講師 34 名、助教 2 名、兼任教員 3 名、非常勤講師 623 名で運営している。このため、設置基準上の必要専任教員数を十分に満たしている。

教員の採用は、原則として学内教員が推薦し、本学園専任教員選考基準に関する規程および本学教員選考規程に基づき選考している。教員配置は、短期大学設置基準、課程認定基準、保育士養成施設の指定および運営基準等に則り配置している。非常勤教員は、専任教員で授業科目が満たされない場合や専任教員で授業科目が担当できない場合に、所属長等の推薦に基づき、理事長が任用することとしている。非常勤教員は、人格、学識経験、研究業績、免許、健康状態、年齢等を考慮し、本法人の定める教員資格に該当し、または当該専門分野でこれと同等以上の学識経験があり、教育上の指導能力があると認められる者としている。

補助教員は、本学では採用していないため、実習や対外的な手続きは、教務学生部教務学生課の職員が担当教員と連携を図りながら業務を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準の求めるところにより、本学就業規則に定める専門業務型裁量労働制に該当する教育職員として、本学教員選考規程に基づき、教育実績、研究業績、特定分野での優れた知識や経験を有しているかなどを教授会で選考・審議し、採用している。教員の昇格は、本学教員の昇任に関する規則に基づき専任教員の昇格に対する研究業績評価に関する申し合わせおよび本学専任教員の昇格に対する研究業績配点表をもとに、学位、教歴、研究業績およびその他の経歴などをその教員が職位に対して適当であるか、教授会で審議・判定している。

### **[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

### **<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

専任教員の研究活動は、学内論集への投稿、論文発表や学会活動などの成果をホームページで公表している。

令和元年度の科学研究費助成事業は、前年度からの継続課題で研究分担者として分担金を2件受けている。新規で2件を申請したが、残念ながら採択には至らなかった。

教員の研究活動に関する規程として、本学園共同研究実施規程、本学個人研究費実施要項、本学公的研究費不正防止対応要項などを整備している。

研究倫理を遵守するため、「本学における研究活動上の行動規範」を定め、毎年度「本学における研究活動について」をすべての専任教員へ配付している。さらに、公的研究費の管理・運営に携わる教職員には、定期的な研究倫理教育の受講を求めている。昨今、研究者の研究倫理に対する資質が問われているため、本学としてどのように徹底した体制を取るべきか、関係する委員会や事務部署と連携して強化に努めていく。

研究紀要である論集は年1回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会としている。編集業務は紀要委員会が主となって編纂を行い、完成した紀要は図書館に配架し、ホームページで一般にも公表している。

専任教員には個別に研究室があり、夏期に全学的な研修日を10日程度設けているほか、本学園専任教員の学外非常勤講師委嘱等に関する規程に基づき授業・入試・その他の学校行事等に差し支えない範囲で研究・研修を行うことが可能であるとしている。海外での研究活動に関する規程とし

て、本学園在外研究・出張規程がある。

本学ではFD活動に関する規定を整備し、教育改善実施（FD）委員会が主導し教育の質向上に努めている。教員は、担当する科目でPDCA授業改善Cシートを作成し、日々の授業に取り組んでいる。学生による授業評価アンケートの結果を受けてPDCAサイクルを稼働させ、次年度に向けた改善計画を立て、教育方法の改善を行っている。また、学生とともに良い学習環境を作り上げるという意識のもと、授業評価アンケートの返答として科目担当者からのメッセージを作成し、学生に向けて掲示している。

毎年、教育の質向上の相互研修として、一定の授業公開期間を設けて教員相互の授業参観を求め、自己研修報告書の作成をすることとしている。また、教員は委員会活動を通じて関係部署と協働、連携し、学生の学習成果の獲得が向上するように取り組んでいる。

### **[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

### **<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>**

教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制は、本学園事務組織規程において明確化している。職員は、本学園寄附行為実施規則および本学園事務組織規程に基づき配置し、配属先における担当業務は、各部署の所属長や所属責任者が能力や適性を勘案し決定している。担当する職務内容に応じて、日本私立短期大学協会、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団などが主催する研修会に出席し、そこで得た最新の情報を共有することで、部署内全体で職員としての専門的知識・職能を高めている。

職員には毎年度、自己申告書の提出を求め、そのなかで担当職務の状況や自己の能力・適正を申告し、業務改善の提案などができるようにしている。令和元年度は、自己申告書とあわせて年間・月間の業務管理シート作成を求め、各部署における業務の見直しを実施した。

職員用パソコンは1人1台を割り当て、スキャナ機能付きのプリンタは各部署に必要な台数を配置している。使用するデータは、学内ネットワーク上にある職員専用フォルダへ保存が可能となっている。使用頻度の高い事務用品は定期的に補充し、業務資料の作成に支障がないよう十分な配備をしている。また、前述の規程に加え、必要となる事務関係諸規程を整備し、これらを収めた学園例規集を各部署へ配備している。

豊岡キャンパスは、図書館以外の事務室が校舎の1階に集中しており、事務室間の往来が容易なことから、日常的に部署間のコミュニケーションを図ることが可能な環境である。豊岡キャンパスと姫路キャンパスの教職員は、学内システムにより資料を共有し、定額制の専用回線により内線と同様の感覚で電話での通話をしている。そのため、関係部署間において連携が必要な際も、即座に

対応することが可能である。

職務改善・推進（SD）委員会は、本学職務改善推進（SD）委員会規程に基づき、全学研修会の開催や部署ごとの研修会実施計画のとりまとめを行っている。部署ごとの研修会講師は、職員が交替で担当することとしており、各々の担当業務を見直し、互いに事務処理を点検・評価し、改善できる機会となっている。

また、学務委員会、教務委員会、学生指導委員会、進路指導委員会、こども学科実習委員会、奨学生委員会などに職員が委員として加わることで、学生の学習成果獲得向上のために垣根を設けず必要な情報を教員と共有し、事務的なサポートを行っている。教員や関係部署との連携も密接にとることができ、学習成果の獲得に有益な事項への対応は迅速に執り行うことができている。

#### **[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### **<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

本学教職員の就業に関する人事管理は、総務部総務課で行っている。教職員の就業に関する諸規程は、本学園例規集（第4章 人事・給与）に定めており、関係法令の改正、社会情勢の変化などを踏まえ、本法人の顧問社会保険労務士に相談・指導を受けながら、時間管理や休日管理などを定期的に見直し、適正に管理している。令和2年度当初に本学就業規則を一部変更したが、学内の電子回覧等で教職員に通知し、周知を図った。教職員の就業は、本学就業規程に基づき管理しており、諸規程を集約した例規集を各部署に置き、教職員が自由に閲覧できるようにしている。また、教職員の採用時には、ガイダンスで就業に関する規則などを配付したうえで説明をしている。各規程の制定・改正を行った場合は、年4回発行している学報に掲載し、電子掲示板にて掲示を行い、学内での周知を図っている。

#### **[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]**

#### **[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学は、豊岡キャンパスと姫路キャンパスを有しており、校地面積は豊岡キャンパスが 69,874 m<sup>2</sup>、姫路キャンパスが 49,870 m<sup>2</sup>（姫路大学と共用あり）であり、それぞれその面積は短期大学設置基準を上回っている。

まず、豊岡キャンパスは、6,869 m<sup>2</sup>が屋外グラウンド、屋内で多目的に使用できる和花季会館（わがときほうる）内の多目的ホール 437 m<sup>2</sup>を設置しており、校舎面積は 8,330 m<sup>2</sup>で、短期大学設置基準を満たしている。障がい者への対応として、専用駐車スペース、玄関スロープ、自動ドア、点字ブロック、エレベータをそれぞれ設置している。校舎は、大小の講義室は 8 室、情報処理教室やピアノレッスン室などの演習室は 24 室、小児栄養実習室やプレイルームの実験・実習室は 2 室を設置している。

姫路キャンパスは、同一法人が設置する姫路大学の敷地内にあり、屋外グラウンドや体育館は姫路大学との共用である。また、情報処理室、音楽室、プレイルームなどの教室も共用で使用している。姫路キャンパスの開設に伴う校地・校舎変更届は文部科学省へ提出しており、姫路大学との共用部分と豊岡短期大学姫路キャンパス専用部分の届出を行っている。障がい者への対応は、専用駐車スペース、各所のスロープ、自動ドア、点字ブロック、エレベータ、多目的トイレをそれぞれ設置している。

本学はこども学科の単科であり、幼児教育を学習する環境として、特にピアノは必要なものであり、毎年の専門業者によるメンテナンスは欠かさず行っている。情報処理機器は、担当教員および毎月の委託業者によるメンテナンスを行っており、常に問題なく可動できる状態を保っている。情報処理機器は、外部からのウイルス侵入に対して必要な対策ソフトを導入しており、緊急事態には委託業者による遠隔操作にて対応している。

本学通信教育部では、学生から提出されたレポート・科目試験を通信教育事務部通信教育事務課で取りまとめ、担当教員の自宅に依頼・発送しているため、添削指導の特別な施設は整備していない。また、テキストおよび印刷副教材は、原則として委託業者により保管・配本しているが、担当教員への献本テキスト発送ならびに一部の印刷副教材は本学より直接配本するため、書庫兼作業室を整備している。

授業を行うための機器・備品の整備は、毎年度予算編成の過程において、学科（各委員会含む）や事務担当部署において予算申請し、必要な機器・備品の申請を行っている。現状における機器・備品の整備状況は、潤沢であるといえないまでも教育を行う上で工夫をしながら支障なく行える状況であるといえる。

豊岡キャンパスの図書館面積は 362 m<sup>2</sup>を有し、適切な面積を有している。資料は 53,183 点を所

蔵し、座席は63席と、収容定員80名に対し、十分な数の蔵書数と座席を確保している。学術雑誌は購入・寄贈を含め8誌を継続所蔵し、大学・研究機関の紀要・論文集は約270タイトルを所蔵している。AV資料数は543点を所蔵し、CD・DVDなど各種映像媒体の再生機器を閲覧室内に備えている。(令和元年5月1日時点)

姫路キャンパスの図書館は、校舎と同様に姫路大学と共用しており、面積は389㎡を有し、図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況は、図書44,162冊、購読雑誌119誌、視聴覚資料1,453点、契約電子ジャーナル18誌、データベース13種である。(令和元年5月1日時点)

豊岡キャンパスの図書館には、現在3名の職員が所属し(うち司書資格所持者2名)、本学図書館資料収集・管理規程に基づき、図書の収集・管理を行っている。図書の選定は、予算全体の60%を学生および教職員、40%を図書館が選定するシステムとなっている。破損の激しい図書は同規程に基づき、所定の手続きを経て、除籍したうえで廃棄処分している。閲覧室には辞書・図鑑・図録などの参考図書として、1,705点を所蔵し、利用者の研究・学習活動に活用されている。

姫路キャンパス(姫路大学)の図書館は、現在4名の職員が所属し、全員が司書資格を有しており、蔵書管理やレファレンス・サービス(文献複写、相互貸借、検索指導等)を適切に行っている。専任職員3名は、文化庁が実施する図書館職員著作権実務講習を受講し、受講修了証書を授与され、図書館利用者に対し著作権の適切な利用の案内・指導を行っている。また、私立大学図書館協会、兵庫県大学図書館協議会が実施する研究会に積極的に参加している。

体育館は、豊岡キャンパスでは和花季会館内の多目的ホールの使用と、隣接する近畿大学附属豊岡高等学校・中学校の体育館を借用し、一部の授業を実施している。授業やクラブ活動を行う上での支障は生じていない。姫路キャンパスでは、姫路大学の体育館を共用しており、授業やクラブなどで使用している。

## **【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

## **<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>**

本学では、本学園校舎管理規程、本学園物件管理規程、本学園物件調達規程、本学園物件調達規程細則に基づき、総務部総務課にて校舎等の固定資産および物品が常に良好な状態で使用できるように維持・管理を行うとともに、適正に調達処理を行っている。今年度より、学内の会議室や多目的ホール等の施設の使用は、学内グループウェアから使用申請ができるよう変更し、円滑な施設使用が可能となった。また、5カ年に渡る高圧設備修繕の第3期工事を実施し、電気使用時の安全性の向上を計った。この工事は、次年度以降も引き続き実施していく。

本学を含めた本学園は、本学園経理規程、本学園資産運用規程、本学学費等諸経費納入要項に基づき、教育研究活動の健全な発展に資するべく経理部経理課にて適正に経理処理を行っている。

豊岡キャンパスでは、火災等の対策として、消防法および「豊岡短期大学・こうのとり認定こど



も園防火・防災管理規程」に基づき、防火管理者による消防計画、自衛消防隊組織編成等を行っている。年に一度、学生および教職員参加の防災訓練（総合訓練）を実施しており、学生による消火器訓練（2年に1回）ならびに自衛消防隊消火係による放水訓練も併せて実施している。また、学生および教職員に「災害時対応マニュアル」を配付し、災害に対する啓発を行っている。

学内各所に設置してある消火器・消火栓・防火シャッターや火災報知設備等は、消防法に基づき委託業者による総合点検と機器点検を行っており、必要に応じて各届出を行っている。緊急放送設備、救急用品や備蓄食料等の災害備蓄品は、本学防火・防災管理委員会にて現状を掌握し、在庫点検や消費期限等による物品の入替を計画・実行している。防犯対策は、警備委託業者による構内巡視に加え、校舎の各出入口に防犯カメラを設置し抑止力を高めているため、現在まで問題となったことはなく、夜間や休日は機械警備を導入し、万一の外部からの侵入者に備えている。

姫路キャンパスでは、姫路大学の敷地内の校舎を使用しているため、防災訓練や建物の総合点検などはすべて姫路大学が実施する際に併せて行っている。夜間や休日は校舎外周および校舎内部の機械警備をセットし、万一の外部からの侵入者に備えている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、セキュリティーポリシーを整備しており、学生用端末および教職員用端末全てにウイルス対策ソフトを導入し、ファイアウォールと併せて外部からのセキュリティインシデントに備えている。また、USB 接続やメディアのインストールに関する管理者権限を、ネットワークの保守委託をしている外部業者へ託すことによって、不正なソフトウェアのインストールを防いでいる。

省エネルギー対策は、サマーシーズン勤務中の服装の軽装化、照明機器・空調機器の稼働制限、ペーパーレス化の推進やエレベータの使用制限等を含む「弘徳学園における環境問題、節電問題への取り組み事項」を作成し、毎年度、学内グループウェアにて掲示し、全教職員に省エネ対策の協力依頼をしている。

## **[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]**

### **[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### **<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>**

本学では、基本から応用までの多様な情報処理を行うことのできるデスクトップ型パソコンを配置した情報処理教室（211 教室）と、無線 LAN 環境にて自由度の高い授業環境を行うことのでき

るタブレット型パソコンを配置したマルチメディアルーム（209 教室）を設置し、本学のカリキュラムに対応している。学生向けの情報技術の向上として、具体的には、1 年次の前期授業科目「情報リテラシーと処理技術」にて、①情報機器の操作技術、②実践的な資料の作成演習（ワード、エクセル、パワーポイント）、③情報の取り扱いのモラルなど、社会人として必要となる知識、技能が身に付くよう授業を行っている。

情報技術に関連する委員会は、個人情報保護委員会、教育情報公開運営委員会を設置している。個人情報保護委員会では、情報機器の取り扱いを含めた個人情報保護に関する啓蒙と情報漏洩に関する全国で頻発する事故の情報提供、各自が個人情報保護に関してチェックをすることによる自覚を促している。

学内の情報機器、ネットワーク環境およびソフトウェア等は、システム保守契約を締結している委託業者が定期点検を行い、常に適切な環境を維持している。ネットワークの不具合やセキュリティインシデントなどを確認した場合は、教職員および委託業者との間で迅速な対応ができるよう委託業者がリモート接続にて学内ネットワークの状態を確認できる体制を整備している。また、総務部総務課が中心となり、不定期ではあるがマルウェアの注意喚起や最新のセキュリティインシデントの事例を学内グループウェアにて情報提供し、注意喚起を促している。

学内のネットワーク環境は、大きく教学系と事務系に分かれ、教員と職員で使い分けている。それぞれの環境に合わせた仕様としているため、使用・閲覧環境が制限されているが、これによりセキュリティ上の管理は強化できている。学生は学内の教学系にアクセス可能で、専用のサーバを設置し、授業やクラブ活動などのデータの保存ができる環境となっている。

技術的資源の分配は、各部署での利用状況や耐用年数などを考慮し、再配置を検討している。また、令和 2 年度に、学習効率および業務効率が向上するよう、校舎内の全館無線 LAN 化について整備を検討している。

学内のコンピュータ整備は、教員には各研究室に専用のデスクトップ型パソコンとプリンタを 1 台ずつ配置している。職員にはノート型パソコンを 1 人 1 台割り当て、プリンタは各部署に必要な台数を配置し、教育資料や事務資料などの作成に支障がないよう配備している。学生が利用できるパソコンは、情報処理教室（211 教室）にデスクトップ型パソコン 30 台とプリンタ 7 台、マルチメディアルーム（209 教室）にタブレット型パソコン 20 台とプリンタ 5 台を設置している。一学年の定員数 40 人であるため、授業時には 2 クラス編成として 1 人 1 台の使用が可能である。学生は、これらの教室を 9 時から 18 時の授業を行っていない時間帯で、インターネットでの情報収集や学生専用のファイルサーバを活用し、情報共有・レポートの作成などのために利用できる環境となっている。

学生の学習支援ならびに効果的な授業を行うための授業支援システムとして、これらの教室にチエル株式会社製の WinKeeper を導入している。例えば、ある学生がプレゼンテーション用のスライドを用いて発表を行う際、その学生の画面は他の学生の画面にリアルタイムで反映できるため、画面内の詳細な表現を確認することができる。また、教員用端末から学生用端末の状況をリアルタイムで確認しているため、インターネットの使用許可や画面表示・非表示の一括制御が可能となり、作業指示が出しやすく、トラブルが発生した際にも迅速に対応することができるなど、質の高い双方向授業を展開する環境が整っている。

教員は、個人間での情報交換等を通じて ICT 機器を活用した授業展開上の技術・知識の向上に努めている。また、情報処理教室（211 教室）、マルチメディアルーム（209 教室）以外にも ICT 機器の利用に対応している教室があるため、教務学生部教務学生課で管理している貸出用のノート型

パソコンとプロジェクタを使用し、各教室に設置しているスクリーンや音響機器と接続することで、映像、音声などのマルチメディアを活用しての授業が可能となっている。

## **[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]**

### **【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**

#### **[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### **<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>**

本学における資金収支および事業活動収支は、過去3年間にわたり収支差額がプラスの状態であり、均衡を維持している。本学園全体では、どちらの収支差額もマイナスの状態であり均衡していない。

本学園全体の事業活動収支は、姫路大学の校舎建築およびこのとり認定こども園の園舎建築による大型の設備投資を行って以降、支出超過の状態が続いている。これは、大型の設備投資が起因し、加えて姫路大学教育学部（同通信教育課程含む）、本学こども学科（同通信教育部含む）の

収容定員未充足が要因となっている。本学単独での収支は、収入超過の状態ではあるが、その規模は平成 28 年度から縮小している。これは、本学通信教育部の収容定員未充足による学生数の減少によるものであり、教職課程認定に関する対応から一時的に学生募集を縮小したことが原因である。現在、入学定員および収容定員の充足を図るため、意欲的に学生募集活動を拡大しているところである。また、外部資金の獲得として科学研究費助成事業への申請を行ったが、採択には至っていない。他の研究機関の研究分担者の配分は受けている。

貸借対照表の状況は、本学園全体で、負債の部が資産の部を上回ることがなく、外部負債も借入金はなく未払金のみであり、健全に推移している。

本学は、学園設立当初から収入超過の状態であり、収支が安定しており、学園全体を支えている。今後、各部門が入学定員を充足することにより、さらに安定した経営を維持することが可能となる。

本学の経営状況は、上述の通り縮小傾向ではあるが、収支は安定し存続可能な財政を維持している。令和元年度には姫路大学敷地内に本学通学部の姫路キャンパスを設置し、学生募集の場を兵庫県北部だけでなく、南部へと拡大するとともに、兵庫県の委託訓練事業による離職者等再就職訓練保育士養成コースを受託し、入学者数の確保に努めている。本学園全体では、中・長期計画に基づいた財政状況の適正な執行に努め、財政維持を図っていく方針である。

本学園では退職金の支給に備えるため、退職給与引当金は、法人本部・姫路大学および本学の教職員は期末要支給額の 100%をもとに、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上し、このとり認定こども園の教職員は、期末要支給額の 100%を毎年度引き当てている。

資産運用は、本学園資産運用規程を整備し、安全な運用を行っている。

平成 29、30 年度および令和元年度の教育研究経費は、いずれも経常収入の 20%を超えている。

施設設備および学習資源を含む教育研究活動への資金配分は、「令和元年度予算編成における基本方針とその概要について」を基礎として、累積赤字の圧縮を念頭に置きながら、教育・研究経費へ重点配分を行っているため、適切であるといえる。

公認会計士の監査報告書による監査意見では、特に指摘事項等はなく、適正表示の意見が表明されている。本学では往査監査だけでなく、日常業務における会計上の疑問点に関しても積極的に相談を行っており、公認会計士との忌憚ない意見交換、情報交換を通して管理運営に役立てている。

本学園では、現在まで寄附金の募集は行っておらず、学校債の発行をしていない。これらの案件を運用する場合は、評議員会にて諮問し、理事会の承認を受けることとしている。

入学定員および収容定員は、通学部では収容定員充足率が平成 26 年度の 100%から年々下降し、令和元年度は 73.8%まで落ち込んだ。入学定員は、平成 26 年度に入学定員数を上回っていたが、それ以降は満たしていない。入学者数の獲得を目指すべく、今年度より豊岡キャンパスに加え、姫路キャンパスを増設し、学生が 2 つのキャンパスから希望のキャンパスを選択できることとした。これにより、入学者数は入学定員を上回る見込みであるため、引き続き、学生募集計画を綿密に立て、適切な運営に努め、教育環境を充実させていく。

令和元年度における本学の収容定員充足率は、通学部 73.8%、通信教育部 40.6%と、どちらも未充足ではあるが、収支状態は収入超過の状態を保持している。収支バランスを見る経常収支差額比率は 10.9%で全国平均（令和元年度今日の私学財政より）3.7%より高い値にある。支出構成では、在学生数に見合った支出を念頭に、教育研究経費への適切な予算配分と冗費削減に取り組んでいるところではある。しかし、教育研究経費比率が 28.7%で全国平均の 40.0%より低い値であり、人件費比率が 51.9%、管理経費比率が 8.5%で、全国平均の 49.0%、6.9%に比べて高い値となっ

ている。収支バランスでは充足率に相応した財務体質を満たしているといえるが、今後も教育研究経費比率等について全国的な財務比率を参考としながら、教育の質の向上と収支のバランスに留意し、より安定的な財務体質の維持を図る。

事業計画および予算編成は、各部署の意見をできる限り反映し、教育、研究やその他の事業と連携した取り組みが本学にとって重要であることとしている。事業計画とその予算編成は、本学園理事長の経営方針および各部署の予算申請を担当部署にて集約し、本学園全体の中・長期計画や必要性を整合した後、予算原案の作成を行っている。この原案は評議員会の諮問を経て理事会で決定し、当該会計年度開始となる前までに各予算申請部署に決定通知をしている。これにより、年度当初からスムーズに予算執行を行うことができる。

予算管理業務は総務部総務課で行っており、各部署から提出された購入（印刷）決裁書と予算執行状況の照合を行い、請求書を検収後、経理部経理課で振込等の処理を行っている。予算執行および物品調達には本学園物件調達規程や本学園物件管理規程を遵守し、適正に処理している。

日常的な出納業務は、本学園経理規程に基づき、総務部総務課で購入（印刷）決裁書、請求書を確認のうえ、経理システムに入力し起票、決裁後、経理単位責任者である法人本部長と理事長の決裁をもって支払いを実施している。（令和元年4月1日現在、経理単位責任者である法人本部長を理事長が兼ねている。）

施設設備等、資産の管理は、本学園校舎管理規程、本学園物件管理規程、本学園物件調達規程、本学舎等の学外貸与に関する細則等により管理し、固定資産は取得時にシステム登録を行い、管理台帳で管理している。資金は月次資金報告書および出納帳で管理し、月々の主な支払い状況、現預金の推移は、本学園理事長へ報告している。

より安定した経営を維持するために、本学園の各部門において、定員充足により収支改善を図ることが必要である。また、収入増加と支出抑制に努め、累積赤字の圧縮に全学で取り組むべく、本学園全体の中・長期計画を策定していく。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体 平成27年度～）」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

### <区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

本学は、平成29年に創立50周年を迎えた。昭和42年の開学以来、地域における高等教育機関としての役割を十分に発揮し、約6万人もの卒業生を輩出してきた。時代の変化とともに、改組転換を行いながら、現在まで運営できていることは学生（卒業生含む）、教職員や関係者のおかげであると感謝している。引き続き、地域に愛され、信頼され、尊敬される高等教育機関を目指して、日々向上するために教職員一丸となって邁進していく。

近年は、四年制大学や都市部への進学志向が強く、地方の単科短期大学は非常に困難な状況であるが、本学の強みとして、2年間で免許・資格が取得でき、就職率が高く維持できており、学生と教職員の距離が近いこと、相互に親しみやすい環境であることを強みとして、今後の運営に努めていく。

本学の校舎は、老朽化していることは事実である。施設・設備の大規模改修や建物の建て替えを視野に入れた繰り越しを計画的に行うため、年次計画をしっかりと立て、耐震、建物設備、照明設備LED化、またコンピュータ設備を高度に管理するための知識や技能を持ち合わせ、充実した管理を行うよう人員配置することと、委託業者との密な連携をとり、更なる向上に努める。建物の改修工事の一環として、5カ年に渡る高圧設備修繕の今年度は第3期工事を実施し、電気使用時の安全性の向上を計った。

近年の18歳人口の減少により、入学者の獲得が困難な状況であることは間違いないが、姫路キャンパスの開設により、都市部との連携を図ることが期待でき、もともとある豊岡キャンパスの利点を姫路キャンパスで引用し、それぞれの相乗効果で学生募集を行い、今まで以上の学生の獲得に努める。まずは、入学定員充足を全教職員が目標としてもち、安定した学納金収入を得る。また、姫路キャンパスの開設に伴い、専任教員の行き来が頻繁になる。これによるメリット・デメリットを分析し、学生に不利益となる因子の排除を早急に検討する。姫路キャンパスへの教職員の配置により、1つのキャンパスでは発生していなかった問題が生じることになるため、今まで以上のコミュニケーションを図る必要がある。

本学園は、毎年度、教員・職員ともに自己申告書の提出を義務付けている。この自己申告書により、職員の考え方や意向を把握し、個々の能力や適性が発揮できる組織づくりをするための材料となっている。加えて、各職員からの提案事項や自己能力・適性面を申告する機会でもあり、人事異動の参考にするなど、人事管理を適切に行う基礎となっている。さらに、日々の業務を各部署で行うなかで、効率化を図り、マニュアル化を進めるうえで、多岐にわたる業務負担の増加が見込めた段階など、適切な段階を見極め、人員募集を行っている。現状では、最小限で業務を循環できる状況であるため、特段の問題は発生していない。

また、本学園は、現在まで借入金がない状況で運営を続けてきている。しかし、学生数の減少は収入減少に直結しているため、まずは学生の入学定員・収容定員確保を目指し、適正な定員管理を行い、人件費削減や経常費の抑制に努める。あわせて、収入減少の打開策の一つとして、外部から

の各種補助金の受け入れがある。教職員で問題点を見つけ出し、解決策を講じる体制を整える。

本学園が所有している資産の一つに、数年間、未使用の土地があるが、中期目標として、新事業での使用を予定しているため、遊休資産にはあたらないと判断する。

現状、収容定員を満たす学生数の確保には至っていないが、教職員連絡会の開催時に、理事長や学長から現在の学園がおかれている状況や目指す目標の話があり、その話のなかで、経営状況にも触れ、削減策の通知を兼ねて情報の共有を図っている。大幅な削減策を講じなければならない状況になる前に、教職員全員で一丸となって邁進している。

### <基準Ⅲの課題>

より安定した経営を実現するために、本学園の各部門において、学生の定員充足により収支改善を図ることが必要である。収入増加と支出抑制に努め、累積赤字の圧縮に全学で取り組むべく、本学園全体の中・長期計画を策定しなければならない。

併せて、姫路キャンパスの開設に伴い、専任教員の行き来が頻繁になることが明確である。これによるメリット・デメリットを確認し、学生に不利益となる因子の排除を早急に検討し、対応する。学生だけではなく、一つのキャンパスでは発生していなかった問題が生じることが考えられるため、今まで以上のコミュニケーションを図る必要がある。

現在、学内の情報共有として、勤怠システムの掲示板を利用する方法がある。担当部署や各委員会からの伝達事項等はこの掲示板を使っているが、特に情報セキュリティに関する情報の周知が必要である。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

### 【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

#### 【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人弘徳学園の理事長は、学校法人近畿大学に在籍していた昭和42年4月、兵庫県北部の最初の高等教育機関である本学の設置に携わり、その後、平成11年10月から平成24年3月まで学長に就任している。平成16年に学校法人近畿大学から分離独立して以来、本学園の初代理事長として、常に本学園の運営を先導してきた。また、近畿大学創設者である世耕弘一先生の説かれた「教育の目的は 人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」を建学の精神とし、いわゆる「共生の心」を備えた人材の育成を教育目的と定めた。この目的を達成するために、5つの教育目標をかかげている。

このように、理事長は、建学の精神および教育目標を掲げ、法人設立以降、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮し、現在の本学ではこども学科、同通信教育部、姫路大学では看護学研究科、看護学部、教育学部、同通信教育課程および幼保連携型ここのとり認定こども園を設置し、学校法人の発展に寄与している。

令和元年度の決算に関する監事監査、理事会および評議員会は、コロナ禍ではあったが、理事長のリーダーシップのもと各所連絡を密にし、例年通り5月中に開催し、滞りなく承認されてい



る。

理事会は、関係法令を遵守しており、短期大学の運営に学校教育法等による法的な責任があることを認識している。理事長が召集し、議長を務める理事会は、本学園寄附行為および同実施規則に基づき、5月、1月、3月に定例理事会ならびに必要なに応じて臨時理事会を開催している。5月の定例理事会では、当該会計年度後に監事による監査を受けた決算および事業の実績を議決し、評議員会に報告し公正な意見を求めている。この決算および事業の実績を評議員会に報告した後、私立学校法第47条第2項により、ホームページでの公表、法人本部事務室での閲覧環境の整備など情報公開に努めている。

令和元年度は定例理事会を4回、臨時理事会を7回開催し、本学園における重要事項、問題点や課題などを審議している。

学校法人運営および短期大学運営に必要な規程を整備するため、本学園全体に係る諸規程をとりまとめた「学校法人弘徳学園例規集」を編纂し、各規程を整備している。各規程の策定および改正は、新たな法令の施行により制定が必要な場合や、法改正により規程の見直しが必要な場合など、その都度迅速に対応している。

理事は、私立学校法第38条第1項および本学園寄附行為第7条第1項に基づき選任している。

理事の構成は、

第一号：当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長）2名

第二号：当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者2名

第三号：前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者5名

である。令和元年5月1日現在、理事の内訳は、本学園の教員3名、その他民間より学識経験者6名で構成しており、多方面からの意見を取り入れた健全な経営に努めている。

理事の欠格事由は、本学園寄附行為第12条に定めており、学校教育法校長および教員の欠格事由である「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と規定している。

このように、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

## **[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]**

### **[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### <区分 基準IV-B-1の現状>

本学の学長は、教授会の意見が参酌できるよう毎月の定例教授会と必要に応じた臨時教授会を開催しており、学長が議長となって教授陣から意見を聞く体制を構築している。

学長は、博士の学位を有し、学会の代表などを歴任しており、高等教育機関における学識にも優れている。また、これまで他大学の学生部長、研究科長、副学長等に従事した経験もあり、大学運営の見識も十分に有している。

学長は「建学の精神」、「共生の心」に基づく学長講話を学生オリエンテーションや教職員連絡会で行い、学生や教職員の間で共通理解を築く機会を設け、教育研究を推進している。令和2年度より、これらを体系化した本学の教育活動の核となる科目「弘徳豊岡教育」を開設したカリキュラムを展開することが決定している。

学生の懲戒等は、本学学則に定めており、本学学生の懲戒等に関する規程に則り処分を行う体制を整えているが、懲戒対象になる事案が発生しないよう担任や、学生指導委員会をはじめとする各委員会、教務学生部教務学生課等に適切な指示を行い、全学的な学生指導体制に対してリーダーシップを発揮している。

本学の運営に関する重要な事項の決定は、教授会審議を経て学長の承認または決裁書による学長の決裁を経て、実施・運営しており、学長は校務をつかさどっている。本学教授会運営に関する規程に定めている教授会の意見聴取が必要な事項について、学長は、教授会を開催し審議している。学長は、規程に基づき各委員会を設置し運営している。

また、各委員会での審議事項等は、教授会で報告する体制をとっており、学長は各委員会の活動状況を把握しながら、学校運営にあたっている。教授会は、学長が議長となり、本学教授会運営に関する規程により適正に運営している。定例教授会は、原則として毎月1回第2水曜日に開催している。その開催通知は、学長が各教授に対し書面により通知している。臨時教授会は、学長が緊急で開催する必要があると判断した場合に開催している。議事録は、教務学生部教務学生課職員が作成し、出席した教授2名が議事録署名人となり、内容を確認のうえ、署名・押印している。

学長は、本学学則54条に定める次の重要事項について、教授会の意見を聴取したうえで、決定している。

- ア 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- イ 学位の授与に関する事項

- ウ 教育課程及びその担当に関する事項
- エ 教員の研究業績の審査等に関する事項
- オ その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要であると判断した事項

さらに、学長は教授会が意見を述べることができる次の事項について、本学教授会運営に関する規程第8条第1項の2に定めており、学園例規集により周知している。

- ア 自己評価・点検に関する事項
- イ 転学・休学・復学・退学・除籍・再入学・復籍及び転籍に関する事項
- ウ 学生の試験等に関する事項
- エ 学生の厚生補導に関する事項
- オ 学生の賞罰に関する事項
- カ その他、教育及び研究に関する事項

三つの方針について、本学ウェブサイトでの公表、学生便覧に掲載し、学長は入学式の式辞やオリエンテーションなどの学校行事の機会を通じて建学の精神を含めて説明している。本学が保育者養成の単学科であることから教授会の構成メンバーは、おのずと学習成果および三つの方針に対する認識を共有し、運営できている。

## **[テーマ 基準IV-C ガバナンス]**

### **[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### **<区分 基準IV-C-1の現状>**

本学園の監事は、私立学校法第37条第3項、本学園寄附行為第9条および本学園監事監査規程に基づき監査を行っている。毎年、監事監査計画を作成し、監査方針等を示し、理事および各担当部署へヒアリングを行うとともに重要書類等の閲覧などによる執行状況等について監査を行っている。公認会計士による会計監査とも連携し、財産状況の監査も適切に行っている。

令和元年度は、監事監査計画に基づき、理事会、評議員会に出席したほか、学内行事への出席や文部科学省主催の監事研修会への出席など年20日間の監査を行っている。令和2年5月25日には決算監事監査として、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況について監査し、監査報告書を作成している。

令和2年1月28日の第64回定例理事会および第98回評議員会にて、期中監査報告を行い、意見を表明している。また、令和2年5月28日の第66回定例理事会および第101回評議員会にて決算監査報告を行い、意見を表明している。

本学園監事監査規程第9条のとおり、毎会計年度終了後2月以内に決算監事監査を行い、理事

会、評議員会に監査報告書を提出している。令和元年度は令和2年5月28日に開催された第66回定例理事会および第101回評議員会で提出している。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準IV-C-2の現状>

評議員は、本学園寄附行為第16条第1項に規定しており、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人の設置する大学、短期大学の学長及びこども園の園長
- (2) この法人の設置する学校の教職員のうちから選任された者 5人以上9人以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから選任された者 2人以上4人以内
- (4) この法人に関係のある学識経験者 4人以上9人以内
- (5) 理事長

これに基づき、令和元年5月現在の理事の現員は7名、評議員の現員は22名であり、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。また、評議員会は、私立学校法第41条により本学園寄附行為を規定しており、この寄附行為に則り、令和元年度は評議員会を6回開催している。また、本学園寄附行為に定める予算審議等を行う際は、事前に評議員会に諮問したうえで、理事会の承認を得るなど、適切に運営を行っている。

**[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### <区分 基準IV-C-3の現状>

本学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則172条の2に定める規則に基づき、以下の教育情報を本学ホームページ上に「情報公表」の項目を設け、積極的に公開している。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること
- ④ 入学者に関する受入方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職等の実績に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること
- ⑥ 学習の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦ 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

また、私立学校法の規定に基づき、以下の教育情報を本学ホームページ上に情報公表の項目を設け、積極的に公開している。

- ① 財産目録
- ② 貸借対照表
- ③ 収支計算書
- ④ 事業報告書
- ⑤ 監査報告書

本学が公表する教育情報は、複数の部署で確認し、理事長決裁承認後に公表しており、情報の正確性、信頼性はある。公表する情報の更新は、新しく公表すべき事項が年度の途中で発生した場合も、随時更新をして積極的な情報公開を実施している。

#### **<基準Ⅳの課題>**

近年の社会情勢や少子化の影響を受け、理事会や評議員会の経営判断はより難しいものになると予測できる。本学園理事長を先頭として適切な判断ができるよう、情報の共有を図り、教職員が一丸となって士気を高め、邁進していくことが重要であると考えている。